

文〔A〕

起証文之事

一 從ごんにちより今日ねんりゆうや念流矢留やどめもん為に門入いり之上者のりた、不そえんすべからざる可レ疎遠こと之事

一 当流とうりゆう之術法じゆつぽう不たりゆうをそしるべからず可レ譏さだめなくして他流たいう、無みだり定だ而不レ可レ勝負かちま之事

一 門弟もんてい之外ほか、縱令たと雖い為た親お子や・兄弟けい、猥みだりに不レ可レ頭見けんげん之事

一 稽古あわせ勝負合あ之事いしゆ、意趣いしゆを合ふく申間も鋪事うすまじき

一 免許これなく之状じやう無なレ之而な、不た可た他伝た・他言たごん之事

右之条々あいそむくにおいて於に相背あひそむく者は「梵天ぼんでん・帝釈たいしやく・四大天王しだいいてんのう、總そう而じて日本六十余

州じんぎ」大小おほ之神祇じんぎ、別べつ而して摩利支尊天ましそんてん・八幡大菩薩はちまんたいほさつ、各おのおのみようばつをこうむるべき可レ蒙ま冥罰みやうばつ」

ものなり、よつて、仍なほ起証文きしやうもん如ごとしレ件けん

前田了円

嘉永六癸丑年 月

貞勝(花押)

樋口十郎兵衛殿